

統合イノベーション戦略推進会議の設置について

令和3年4月1日
内閣総理大臣決裁
令和3年9月1日
一部改正

1. 「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、イノベーションに関連が深い司令塔会議である総合科学技術・イノベーション会議、デジタル社会推進会議、知的財産戦略本部、健康・医療戦略推進本部、宇宙開発戦略本部及び総合海洋政策本部並びに地理空間情報活用推進会議について、横断的かつ実質的な調整を図るとともに、同戦略を推進するため、内閣に統合イノベーション戦略推進会議（以下「会議」という。）を設置する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。

議長	内閣官房長官
議長代理	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
副議長	健康・医療戦略を担当する国務大臣 内閣府特命担当大臣（知的財産戦略） 内閣府特命担当大臣（宇宙政策） 内閣府特命担当大臣（海洋政策） デジタル大臣
構成員	他の全ての国務大臣
3. 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
4. 会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、内閣府において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。